第七条の三第一項中第三号を第五号とし、同項第二号中「同じ。」の下に「及び立入制限区域」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第十号中「防護区域又は周辺防護区域」を「第七条の九第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。

第七条の九第二項第二号中「当該周辺防護区域を」の下に「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する」を加え、「及び」を「並びに」に、「装置」を「設備又は装置」に改め、同項中第十七号を第二十五号とし、第十二号から第十六号までを八号ずつ繰り下げ、同項第十一号イ中「設置すること。」を「防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。」に改め、同号ロ中「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ハ中「及び周辺防護区域内」を「、周辺防護区域内及び立入制限区域内」に改め、「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ニ中「連絡は、」の下に「定期的に、容易に傍受できない方法による」を加え、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ　見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ　見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ　監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第七条の九第二項中第十号を第十七号とし、同項第九号中「若しくは周辺防護区域」を「、周辺防護区域若しくは立入制限区域」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の四号を加える。

十三　中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ　出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

十四　加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十五　前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十六　特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

第七条の九第二項第八号中ロを削り、ハをロとし、同号を同項第十一号とし、同項第七号ロを次のように改める。

ロ　見張人に、人の侵入を監視するための装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、この限りでない。

(1)　鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に特定核燃料物質を置くとき。

(i)　施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(ii)　施設に立ち入ることが特に必要な者であることを確認の上当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(iii)　見張人に、施設への人の侵入を監視するための装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該施設の周辺を巡視させること。

(2)　置かれている特定核燃料物質の形態が取扱いが容易な形態の場合においては、二人以上の者が同時に当該特定核燃料物質の取扱いの作業若しくは巡視を行うとき、又は当該特定核燃料物質に人が容易に近づけない措置を講ずるとき。

第七条の九第二項第七号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　加工施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ　関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

第七条の九第二項第六号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

第七条の九第二項第四号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「又は当該周辺防護区域」を「、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に、「及び当該周辺防護区域」を「、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。